

中小企業等経営強化法の先端設備等に係る投資計画に関する確認依頼書

令和〇年〇月〇日

(認定経営革新等支援機関) 殿

住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇  
〇〇県〇〇市〇〇  
名 称 及 び 株式会社〇〇製作所  
代表者の氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

下記の先端設備等に係る投資計画について、中小企業等経営強化法施行規則第7条第2項に定める投資計画の要件を満たしていることの確認を依頼します。

記

1 事業者の名称等

事業者名	事業者名 株式会社〇〇製作所 (法人番号 ××××××××××××××)
事業内容	輸送用機械器具製造業

2 先端設備等の導入の目的

<ul style="list-style-type: none"><li>• 現在の設備は導入から年数が経っており、今後の受注増に対応できないことから、新たにNC旋盤1台を導入する。新しい設備の導入により、従来よりも高精度な加工が可能になることに加え、生産期間の短縮が見込めることから、新規取引先の開拓も含めて受注増に取り組む。</li><li>• 受注が増え、新しい部品を製造する場合であっても品質を維持していけるよう、新たに三次元測定器を導入して熟練工以外の従業員であっても検査にばらつきが生じない体制の構築を図る。</li><li>• 新たに導入するNC旋盤及び三次元測定器により、製造工程から検査工程を自動化することができるため、これに対応した新しい生産管理システムを導入する。</li></ul>
--

投資計画の概要について要約的に記載する。

3 先端設備等の導入を行う場所の住所

A工場：〇〇市〇〇

4 先端設備等が事業者の事業の改善等に資することの説明

・新たな設備の導入により、より多くの受注に対応できるとともに、受注できる製品の幅も広がることから、積極的な新規顧客の開拓にも取り組み、売上の増加を図る。

・熟練工が定年退職を迎え、貴重な経験が失われることへの対応及び人員の確保が当面の懸案であるが、三次元測定器の導入による品質管理や、製造工程と検査工程の統合による工程の短縮により、熟練工以外の従業員であっても品質のばらつきがなく、限られた人員でもより多くの受注に対応できる体制を構築することにより、大幅な生産性の向上を実現することができる。

先端設備等が、どのように事業の改善等に寄与するかという内容を記載する。  
(例えば、生産量・販売量の増加や製造原価・販管費の削減の内容等を説明。)

5 設備投資の内容（必要に応じて別紙）

	取得年月	設備等の名称/型式	所在地	設備等の種類	単価(千円)	数量	金額(千円)	用途
1	令和5年8月	NC 旋盤 / AAA-0123	〇〇市 〇〇	機械装置	20,000	1	20,000	〇〇の加工
2	令和5年9月	三次元測定器 / XYZ99	〇〇市 〇〇	器具備品	10,000	1	10,000	〇〇の測定
3	令和5年9月	生産管理システム / ABC55 II	〇〇市 〇〇	ソフトウェア	5,000	1	5,000	〇〇の生産管理
計					35,000	3	35,000	

6 基準への適合状況

別紙